

令和5年度 若桜鉄道沿線周辺 景観形成事業の事業者を募集しています！

若桜鉄道沿線の遊休農地、耕作放棄地、駅舎周辺の草取り、花苗の植栽、果樹の植樹活動などを行う事業者を募集します。

事業内容 令和5年度に実施する次の①・②のいずれかの事業

- ①若桜鉄道沿線に点在する遊休農地及び耕作放棄地等の草刈り及び花苗・草花の植栽又は果樹の植樹活動
- ②若桜鉄道沿線及び駅舎周辺の草刈り及び花苗、草花の植栽活動

※ただし、次の条件をすべて満たしていること

- (1)若桜鉄道沿線であること。
- (2)業者に委託して実施する活動でないこと
- (3)事業実施者が地権者でない場合は、地権者の承諾が得られていること
- (4)事業を実施する日から起算して4カ月以上継続して取り組み、かつ年3回以上実施すること

応募資格 若桜鉄道沿線周辺の集落および個人または任意団体

応募方法 「若桜鉄道沿線景観形成事業実施計画書」を提出してください。

問い合わせ 企画課 若桜鉄道運行対策室
☎76-0212

ページID 0004231

国道29号沿線の景観の保全・美化等に 取り組む事業者を募集しています！

日本風景街道「新因幡ライン」景観形成行動計画に沿って、景観の保全、美化等に取り組む事業者等を募集します。

対象者 町内に所在する住民、団体、事業者

対象事業 ①景観に配慮して行う屋外広告物、工作物等の撤去・改修等
②地域の美化・緑化等

対象経費 ①屋外広告物、工作物、農業資材等の撤去、改修、交換等に要する経費
②美化・緑化活動（ガードレール等の塗装、植栽管理等）に要する経費（材料、種苗、肥料、道具等の購入費、指導者謝金、旅費等）

補助率 4/5(公共性が高い取り組みは10/10)
※上限30万円

申請期限 令和6年2月末

問い合わせ 商工観光室 ☎72-0144

観光・交流事業を実施する 個人・団体等を応援します！

八頭町の魅力向上や交流人口の創出・拡大を図るため、新たに観光・交流事業に取り組む個人・団体等に対して、「八頭町観光・交流促進補助金」を交付します。ご活用ください。

対象者 個人、法人、団体

対象事業 次の取り組みの推進等につながる事業

- 関係人口
- 家族のお出かけに優しい町
- スポーツツーリズム
- 観光体験型メニュー
- ワーケーション
- インバウンド等
- 農泊
- 地域観光PR・情報発信

補助内容 補助率2/3以内(上限20万円)

※対象事業の実施に要する経費：謝金、旅費交通費、賃借料、印刷製本費、備品購入費等

※予算の限り

申請期限 令和6年2月末

問い合わせ 商工観光室 ☎72-0144

ページID 0001489

令和5年度 八頭町観光資源周辺景観形成事業の 事業者を募集しています！

八頭町内の観光地やその周辺の環境保全・美化に取り組む集落や任意団体を募集します。

対象事業 ①町内観光地やその周辺の草刈りおよび花苗、草花の植栽
②①を継続して4カ月以上取り組み、年3回以上実施するもの
※委託契約日から令和6年3月31日まで

募集期間 随時

対象経費

- 花木代
(樹木、苗、種、球根など)
- 資材費
(鉢、肥料、用土、農薬、マルチ、防草シートなど)
- 植栽道具
(移植ゴテ、ジョウロ、スコップ、鎌、鍬など)
- 環境整備費
(草刈り代、伐木処理代、清掃代、ごみ処理代など)

事業費 1事業あたり5万円

応募方法 事業実施計画書を提出してください。

問い合わせ 商工観光室 ☎72-0144

ページID 0001216



農業者年金に加入しませんか？ ～農業者年金の特徴をご紹介します～

◆農業者の方なら広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

◆「積立方式・確定拠出型」で将来も安心です

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

（注）運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳以降の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

◆終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ支給されます

農業者老齢年金は原則65歳以上から受給開始時期を選択でき、生涯受け取ることができます。80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給します。

◆税制面での優遇措置があり、節税になります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

◆保険料は自分で選べ、いつでも変更できます

保険料は月額2万～6万7千円の間で千円単位で選択できます。経営の状況や老後設計に応じていつでも変更できます。（35歳未満の方は月額1万円から加入できます）

※加入にあたっては、別途国民年金特例付加保険料（月額400円）を納めていただく必要があります。

◆保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。



問い合わせ 農業委員会事務局 ☎76-0207

ページID 0001236

農作業中の事故に注意しましょう！

事故防止は、一人一人の安全意識から！

農業はほかの産業に比べ事故の発生率が高く、特に高齢者の一人作業による事故が多く見られます。その多くが農業機械の使用中に発生しており、機械整備不良、機械操作ミス、気持ちの焦り、不注意により引き起こされています。



農業機械を使用して農作業を行う際は十分な整備や点検を行い、ゆとりある計画的な作業を心がけましょう。また、慣れた作業でも過信せず安全確認を十分に行うとともに、家族、地域ぐるみで農業の事故防止に取り組みましょう。

泥を落としましょう

トラクターなどによる農作業の際は、田や畑から道路へ出る前に必ず泥を落としましょう。

道路に落ちた泥は、歩行者の通行の妨げとなり危険です。やむを得ず泥を落とした場合は、速やかにスコップで取り除くなど、道路の清掃をしましょう。

農作業事故を防ぐために

- 機械や道具の整備、点検は計画的に早めに行う
- 機械の点検、調整はエンジンを停止して行う
- 作業機やトラクターに人を乗せて運ばない
- 体調管理を行い、休憩を取りながらゆとりをもって農作業を行う
- 崩落しやすい路肩やあぜ道では、運転に注意する
- 狭い道路やほ場、急な坂道では必ず安全確認を行い、無理な運転は避ける
- 農作業や機械作業に適した服装を心がける
- 靴やステップについた泥は取り除く

問い合わせ

農業委員会事務局 ☎76-0207